

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、当代理店の金融商品の勸誘方針を次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

## 代理店・イビデン産業株式会社 勸誘方針

1. 保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。
2. お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
3. お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。
6. お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
7. お客様のご意見、ご要望等を、商品ご提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。
8. 万一保険事故が発生した場合には、保険金のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めてまいります。
9. 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

「金融サービスの提供に関する法律」（平成12年法律第101号）の概要については、金融庁ホームページをご覧ください。

▼金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/>